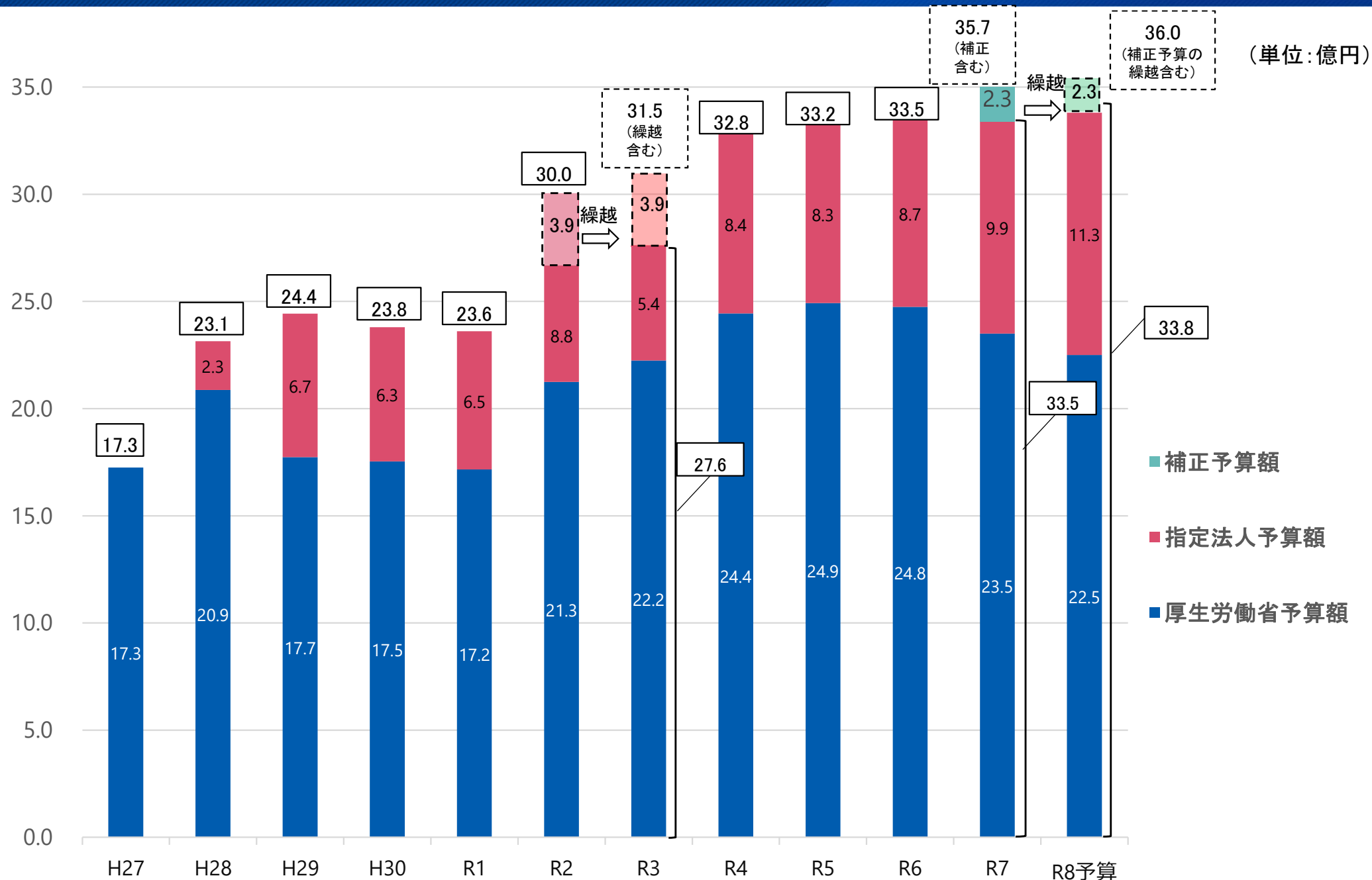


令和 8 年度予算及び令和 9 年度予算概算要求について

厚生労働省 社会・援護局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

戦没者の遺骨収集にかかる予算額の推移



※千万円単位で四捨五入しているため、指定法人予算額と厚生労働省予算額の積み上げは合計と一致しない場合がある。

令和 8 年度予算 遺骨収集事業等の推進

令和 8 年度予算	33.8億円
令和 7 年度予算（補正額）	2.3億円（全額繰越）
令和 7 年度予算（当初）	33.5億円

1. 硫黄島における遺骨収集事業 11.5億円（R7当初12.8億円）

○「関係省庁会議」において決定された取組方針等に基づき、ボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集や全伐開による表層の遺骨調査等を行う。

2. 海外等における遺骨収集事業 11.9億円（R7当初10.9億円、R7補正1.0億円）

現地調査・埋葬地調査 5.5億円（R7補正0.1億円）

【実施地域】

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ諸島 ⑥マリアナ諸島
⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ミャンマー ⑩インド ⑪北ボルネオ ⑫バングラディシュ ⑬ノモンハン ⑭アッツ島
⑮その他南方地域 ⑯旧ソ連地域

遺骨収集 6.4億円（R7補正0.9億円）

【実施地域】

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ諸島 ⑥マリアナ諸島
⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド ⑫バングラディシュ ⑬ノモンハン ⑭沖縄
⑮その他南方地域 ⑯旧ソ連地域

3. 法人運営経費 1.8億円（R7当初1.6億円）

○ 指定法人の人件費、事務経費等

4. 海外公文書館の資料収集 18百万円（R7当初19百万円）

- 海外資料調査により取得した資料の翻訳・分析及び海外公文書館等所蔵資料の追加調査を行う。

5. 遺骨の鑑定 8.0億円（R7当初7.7億円、R7補正1.1億円）

- DNA鑑定の実施、遺骨鑑定専門員の遺骨収集への派遣

6. 遺骨・遺留品の伝達 41百万円（R7当初38百万円、R7補正11百万円）

- 遺留品調査の実施、遺骨引渡式の実施

（参考）上記経費の内訳（法人への委託費・再掲）

	法人への委託費	法人への委託費以外の経費	合 計
運営費	1.8億円 (1.6億円)	1 百万円 (1 百万円) ※有識者会議開催経費	1.8億円 (1.6億円)
事業費	9.5億円 【0.9億円】 (8.4億円)	22.5億円 【1.4億円】 (23.5億円)	32.0億円 【2.3億円】 (31.9億円)
合 計	11.3億円 【0.9億円】 (9.9億円)	22.5億円 【1.4億円】 (23.5億円)	33.8億円 【2.3億円】 (33.5億円)

※1 【】内の金額はR7補正予算額、（ ）内の金額は令和7年度予算

※2 千万円単位で四捨五入しているため、各欄の積み上げが合計と一致しない場合がある。

令和 8 年度援護関係予算の主要事項

厚生労働省社会・援護局

令和 8 年度当初予算 **169 億円（174 億円）**
【R 7 補正 9.7 億円】

（ ）内は令和 7 年度当初予算額。「R 7 補正」は令和 7 年度補正予算額。
四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

1 援護年金 21 億円（25 億円）

- ▷ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、障害年金、死亡者の遺族には遺族年金等を支給（受給人員 1,484 人 → 1,212 人）

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給（事務費等） 12 億円（12 億円）

【R 7 補正 10 百万円】

- ▷ 戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表するために給付する、特別弔慰金等の支給に必要な都道府県事務委託費等

支給対象件数

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約 57 万人（※）

※年 5.5 万円、5 年償還の国債を 5 年ごとに 2 回交付。

- ▷ 戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うため、給付金を支給

支給対象件数

- ・戦傷病者等の妻に対する給付金 50 人程度（※）

※予算措置に基づく現金給付。

この他 平病死に対する給付金を支給（990 人程度）

3 戦没者遺骨収集事業等の推進 34 億円（33 億円）

【R 7 補正 2.3 億円】

- ▷ 一柱でも多くの遺骨収集を実施するためパラオ諸島（ペリリュー島集団埋葬地等）における遺骨収集の加速化、戦没者遺骨の鑑定に関する体制整備（戦没者遺骨鑑定センター連携室の体制強化や DNA 鑑定機関における専従技師の確保）等を図る

(1) 遺骨収集事業	25 億円（25 億円） 【R 7 補正 1.0 億円】
ア 硫黄島における遺骨収集事業	12 億円（13 億円）
イ 海外等における遺骨収集事業	12 億円（11 億円）
ウ 法人運営経費	1.8 億円（1.6 億円）

(2) 海外公文書館の資料収集 18 百万円（19 百万円）

(3) 遺骨の鑑定 8.0 億円（7.7 億円）
【R 7 補正 1.1 億円】

(4) 遺骨・遺留品の伝達 41 百万円（38 百万円）
【R 7 補正 11 百万円】

4 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶の継承 12 億円（11 億円）

【R 7 補正 7.1 億円】

- ▷ 戦後 80 年が経過し、戦没者の慰霊と戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。
このため、平和の語り部や海外民間建立慰霊碑の調査等の取組を推進する。

(1) 慰霊事業	3.9 億円（3.6 億円）
ア 全国戦没者追悼式の実施	2.1 億円（2.1 億円）
イ 慰霊巡拝	1.1 億円（95 百万円）
ウ 政府建立慰霊碑の補修等	71 百万円（58 百万円）

(2) 平和の語り部事業 1.9 億円（1.0 億円）
【R 7 補正 71 百万円】

(3) 民間慰霊碑の移設等 28 百万円（21 百万円）
【R 7 補正 36 百万円】

ア 海外民間建立慰霊碑の移設等	17 百万円（10 百万円）
イ 国内民間建立慰霊碑の移設等	10 百万円（10 百万円）

(4) 昭和館・しょうけい館	6.2 億円（6.4 億円） 【R 7 補正 5.9 億円】
ア 昭和館	4.4 億円（4.4 億円）
イ しょうけい館	1.8 億円（1.9 億円）

5 中国残留邦人の援護等 88 億円（87 億円）

【R 7 補正 20 百万円】

- ▷ 中国残留邦人等に対する支援、抑留関係者資料の取得及び特定作業等を実施する

(1) 中国残留邦人等に対する支援	87 億円（86 億円）
ア 支援給付等の支給	76 億円（75 億円）
イ 帰国及び地域生活における支援	11 億円（11 億円）
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	95 百万円（91 百万円）
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	42 百万円（43 百万円） 【R 7 補正 20 百万円】

令和7年度補正予算 9.7億円

四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

1 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶の継承 7.1億円

(1) 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承推進事業 89百万円

- ▷ ご遺族の高齢化を踏まえ、早急に地域における着実な戦没者の慰霊や次世代への戦争体験者の記憶の継承を図るため、戦没者遺児等による記憶伝承記録の作成等に対する補助を実施する。

ア 平和の語り部事業（記憶伝承記録の作成） 71百万円
(民間団体補助→補助率：定額)

イ 地域における戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶継承を持続的に行う仕組みの検討会の支援 10百万円
(地方自治体補助→補助率：10/10 上限100万円<モデル事業>)

ウ 国内民間建立慰霊碑の集約等による整備 8百万円
(地方自治体補助→補助率：1/2 上限150万円)

(2) 海外民間建立慰霊碑調査事業 18百万円

- ▷ 民間建立戦没者慰霊碑について、過去の調査から相当の時間が経過したこと等から、早急に実態把握のための調査を実施する。

(3) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑緊急整備事業 11百万円

- ▷ 老朽化を踏まえ御遺骨を安置するための納骨室内の環境整備及び維持管理等を実施する。

(4) 昭和館等機能強化事業 5.9億円

- ▷ 継続使用が困難になると見込まれる設備・備品について早急に補修、更新等を実施する。

2 戦没者遺骨収集事業等の推進 2.3億円

(1) 集団埋葬地遺骨収集加速化事業 1.0億円

- ▷ 集団埋葬地の対応の必要がある地域（マリアナ諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島）について、早急に遺骨収集等を実施する。

(2) 戦没者遺骨鑑定等体制強化事業 1.3億円

- ▷ ご遺骨の本邦への送還、身元特定 of 更なる加速化のため、早急にDNA鑑定機関における専従技師の確保等を図る。

令和9年度援護関係予算概算要求の主要事項

令和9年度概算要求額 **178億円（169億円）**
 【R7補正 9.7億円】

（ ）内は令和8年度当初予算額。「R7補正」は令和7年度補正予算額。
 四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

1 援護年金 19億円（21億円）

- ▷ 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、障害年金、死亡者の遺族には遺族年金等を支給（受給人員 1,212人 → 1,011人）

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給 11億円（12億円）

【R7補正 10百万円】

- ▷ 戦没者等の遺族に対して弔慰の意を表するために給付する、特別弔慰金等の支給に必要な都道府県事務委託費等

支給対象件数

・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約57万人（※）

※年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付。

3 戦没者遺骨収集事業等の推進 39億円（34億円）

【R7補正 2.3億円】

- ▷ 一柱でも多くの遺骨収集を実施するためパラオ諸島（ペリリュー島集団埋葬地）や硫黄島等における遺骨収集の加速化、戦没者遺骨の鑑定に関する体制整備（戦没者遺骨鑑定センター連携室の体制強化やDNA鑑定機関における専従技師の確保）等を図る

（1）遺骨収集事業	29億円（25億円）
	【R7補正 1.0億円】
ア 硫黄島における遺骨収集事業	13億円（12億円）
イ 海外等における遺骨収集事業	14億円（12億円）
ウ 法人運営経費	2.0億円（1.8億円）
（2）海外公文書館の資料収集	19百万円（18百万円）
（3）遺骨の鑑定	9.3億円（8.0億円）
	【R7補正 1.1億円】
（4）遺骨・遺留品の伝達	1.1億円（41百万円）
	【R7補正 11百万円】

4 戦没者の慰霊・戦争体験者の記憶の継承 20億円（12億円）

【R7補正 7.0億円】

- ▷ 戦後80年以上が経過し、戦没者の慰霊と戦争体験者の記憶の継承を着実に継続していくことが必要。

このため、平和の語り部や昭和館の維持管理等の取組を推進する。

（1）慰霊事業	4.9億円（3.9億円）
ア 全国戦没者追悼式の実施	2.5億円（2.1億円）
イ 慰霊巡拝	1.3億円（1.1億円）
ウ 政府建立慰霊碑の補修等	1.1億円（71百万円）
（2）平和の語り部事業	2.8億円（1.9億円）
	【R7補正 71百万円】
（3）民間慰霊碑の移設等	69百万円（28百万円）
	【R7補正 25百万円】
ア 海外民間建立慰霊碑の移設等	36百万円（17百万円）
イ 国内民間建立慰霊碑の移設等	33百万円（10百万円）
（4）慰霊・記憶継承の検討の支援	11百万円（-）
	【R7補正 10百万円】
（5）昭和館・しょうけい館	12億円（6.2億円）
	【R7補正 5.9億円】
ア 昭和館	9.9億円（4.4億円）
	（うち修繕経費 4.4億円【投資枠】）
イ しょうけい館	2.0億円（1.8億円）

5 中国残留邦人の援護等 85億円（88億円）

【R7補正 20百万円】

- ▷ 中国残留邦人等に対する支援、抑留関係者資料の取得及び特定作業等を実施する

（1）中国残留邦人等に対する支援	83億円（87億円）
ア 支援給付等の支給	71億円（76億円）
イ 帰国及び地域生活における支援	12億円（11億円）
（2）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	99百万円（95百万円）
（3）戦没者等援護関係資料の移管・整備	64百万円（42百万円）

【R7補正 20百万円】